

届出書類等の郵送による受付について

令和2年4月

当消防本部では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、消防署所へ来庁せずに必要な手続きが実施できるよう、提出書類の郵送による受付を実施します。

1 郵送の受付の対象となる届出等

手数料徴収が必要となる申請や証明事務を除く予防関係の届出が対象となります。（詳しくは担当署所へ確認してください。）

2 返信用封筒を同封してください

副本等を返却する必要がある場合は、宛名を記入した返信用封筒に必要な切手を貼付し、同封してください。

3 連絡先を必ず記入してください

記入漏れがある場合、2部提出する必要があるのに1部しか封筒に入っていない場合、添付資料に不足がある場合等は、電話で連絡しますので、連絡先を必ず記入してください。

4 不明な点は電話で問い合わせてください

必要な提出部数が分からない、郵送の受付の対象となる届出等が分からない等、不明な点は提出先の消防署所へお問い合わせください。

問合せ先

気仙沼消防署	0226-22-6687	南三陸消防署	0226-46-2677
本吉分署	0226-42-2629	歌津出張所	0226-36-2222
古町出張所	0226-25-8719		
大島出張所	0226-28-3098		
唐桑出張所	0226-32-3138		